

パレスチナ自治区・ガザ地区における平和の早期実現に関する件

パレスチナ自治区・ガザ地区では、日に日に深刻度を増す人道上の危機に瀕しており、市民の人命が危機的状況にさらされている。

令和5年11月15日に国連安全保障理事会で採択された「人道的な戦闘の一時休止と人質の即時解放」を求める決議第2712号に従い、国際社会として本格的な休戦等、事態の鎮静化を進め、平和を実現することが求められている。

よって、仙台市議会は、この紛争に関わる全ての当事者及び日本政府をはじめとする国際社会に対し、一刻も早い平和の実現と、早急な事態の解決・改善を図るため、次の事項について強く求める。

記

- 1 国際人道法をはじめとする国際法の遵守
- 2 即時かつ持続的な休戦の実現及び人質の即時解放
- 3 人道危機を改善する、水や食料、燃料、医薬品等を含む支援物資の供給

以上、決議する。

令和6年3月14日

仙 台 市 議 会